

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">開発審査会基準第12号</p> <p>大規模な既存集落における小規模な工場等</p> <p>大規模な既存集落として知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）において、<u>やむを得ない事情により必要とする小規模な工場等のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更</u>で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p> <p>1 <u>申請者は、指定既存集落のひとつに、原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している者であること。</u></p> <p>2 <u>申請地は、次の各号に該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>申請地は、申請者が市街化調整区域決定前から継続して居住している指定既存集落内の土地であること。</u></p> <p>(2) <u>申請地の規模は、1,000平方メートル以下であること。</u></p> <p>3 <u>申請に係る建築物は、自己の業務の用に供する次に掲げるものであること。</u></p> <p>(1) <u>工場(作業場を含む。)</u></p> <p>(2) <u>事務所</u></p> <p>(3) <u>店舗（延べ面積が500平方メートル以下に限る。)</u></p> <p>(4) <u>運動・レジャー施設</u></p> <p>4 <u>申請者及び申請者の配偶者は、市街化区域内において申請に係る建築物を建築できる土地又は用途変更できる建築物を所有していないこと。</u></p> <p>5 <u>店舗及び運動・レジャー施設にあつては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等ではないこと。</u></p> <p>6 <u>工場にあつては、周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであり、所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。</u></p> <p>7 <u>当該申請を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</u></p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。</p> <p>知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>この基準は、平成29年2月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">開発審査会基準第12号</p> <p>大規模な既存集落における小規模な工場等</p> <p>大規模な既存集落として知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）において<u>建築すること</u>が、<u>やむを得ないと認められる小規模な工場等のための開発行為又は建築行為</u>で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p> <p>1 <u>申請に係る建築物は、自己の業務の用に供する次に掲げるものであること。</u></p> <p>(1) <u>工場</u></p> <p>(2) <u>事務所</u></p> <p>(3) <u>店舗</u></p> <p>(4) <u>運動・レジャー施設</u></p> <p>2 <u>許可を受ける者は、原則として、当該指定既存集落に市街化調整区域決定前から継続して生活の本拠を有する者であること。</u></p> <p>3 <u>申請に係る敷地の規模は、原則として1,000平方メートル以下であること。なお、店舗については、建築物の延べ面積が500平方メートル以下であること。</u></p> <p>4 <u>店舗及び運動・レジャー施設にあつては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び風俗関連営業ではないこと。</u></p> <p>5 <u>工場にあつては、周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであり、所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。</u></p> <p>6 <u>開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</u></p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。</p> <p>知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p>

(基準改正に伴う経過措置)

改正愛知県開発審査会基準第 12 号(平成 28 年 10 月 20 日議決、改正基準)の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第 12 号(昭和 62 年 12 月 3 日議決、旧基準)に該当するとして許可申請されたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものに係る開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。